

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	県税の賦課徴収等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木県は、県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・栃木県は県税の賦課徴収等に関する事務において、令和9年1月から県税クラウドサービスを利用した次期税務システムの稼働を予定している。
- ・県税クラウドサービスにおいても、内部による不正利用防止のため、利用者の限定、アクセス権限の設定、システム操作記録の保存、業務端末での電子記録媒体の使用制限等の措置を講じている。
- ・県税クラウドサービスの維持管理業務は外部業者に委託するが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認する。

評価実施機関名

栃木県知事

公表日

令和7年7月15日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県税の賦課徴収等に関する事務
②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）別表（第9条関係）の24の項において、都道府県知事が個人番号を利用することができる事務として「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」と規定される。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条において、「法別表二十四の項の主務省令で定める事務は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。」と規定される。 栃木県では法令に基づき、特定個人情報ファイルを使用して以下の事務を実施する。 ①課税事務 納税者等からの申告、届出及び申請（以下、「申告等」という。）、国税庁及び他自治体から入手した資料、職員の調査等に基づき、賦課決定、更正・決定、加算金の決定等を行い、本人宛て通知する。 ②減免事務 納税者等からの申請に基づき、申請内容の審査及び承認（または不承認）を行い、本人宛て通知する。 ③収納管理事務 ・納税者等からの申請に基づき、納税証明書を発行する。 ・収納情報を金融機関等を経由して取得し、過誤納金がある場合は還付または充当を行い、本人宛て通知する。 ④収税事務 滞納者に督促等を行い、完納されない場合は職員の調査等に基づき、滞納整理を行う。 ⑤名寄せ管理事務 ・入手または保有する個人番号、4情報（「住所・氏名・生年月日・性別」をいう。以下同じ。）の確認を行う。 ・個人番号及び4情報に基づき、納税者情報の名寄せを行う。
③システムの名称	県税クラウドサービス、国税連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、電子申告システム
2. 特定個人情報ファイル名	
県税クラウドサービスデータファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の24
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	<情報照会に係る根拠規定> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表49の項及び第51条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	栃木県経営管理部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館10階 栃木県経営管理部税務課 企画担当 (TEL028-623-2101)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館10階 栃木県経営管理部税務課 税務電算担当 (TEL028-623-2793)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月17日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月17日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	マイナンバー登録の際には、本人等からのマイナンバー取得や、住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守しており、必ず複数人での確認を行うこととしている。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・ 人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・ 特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	経営管理部参事兼税務課長 山西 佳明	経営管理部参事兼税務課長 町田 博志	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	経営管理部参事兼税務課長 町田 博志	経営管理部参事兼税務課長 菊池 進	事後	評価書の見直しに係る修正
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	経営管理部参事兼税務課長 菊池 進	参事兼課長	事後	評価書様式の変更に係る修正
平成31年2月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月15日 時点	平成30年10月11日 時点	事後	評価書の見直しに係る修正
平成31年2月28日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月15日 時点	平成30年10月11日 時点	事後	評価書の見直しに係る修正
平成31年2月28日	IVリスク対策	記載なし	記載あり	事後	評価書様式の変更に係る追加
令和1年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	参事兼課長	税務課長	事後	評価書の見直しに係る修正
令和4年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項及び別表第一の16	事後	「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会に係る根拠規定> ・番号法第19条第7号及び別表第二の28の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条	<情報照会に係る根拠規定> ・番号法第19条第8号及び別表第二の28	事後	「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更 及び 評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）別表第一（第9条関係）の16の項において、都道府県知事が個人番号を利用することができる事務として「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」と規定される。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。」と規定される。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）別表第一（第9条関係）の16の項において、都道府県知事が個人番号を利用することができる事務として「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」と規定される。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条において、「法別表第一の十六の項の主務省令で定める事務は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。」と規定される。	事後	重要な変更にあたらない変更（法改正に伴う更新）
令和6年1月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年10月11日 時点	令和5年7月5日 時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年10月11日 時点	令和5年7月5日 時点	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	税務オンラインシステム、国税連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	税務オンラインシステム、国税連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、電子申告システム	事後	重要な変更にあたらない変更 (eLTAX電子申告手続拡充に係る記載変更であり、既存の取扱いと同様のリスク対策を講ずるため)
令和6年9月9日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)別表第一(第9条関係)の16の項において、都道府県知事が個人番号を利用することができる事務として「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」と規定される。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条において、「法別表第一の十六の項の主務省令で定める事務は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務とする。」と規定される。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)別表(第9条関係)の24の項において、都道府県知事が個人番号を利用することができる事務として「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」と規定される。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条において、「法別表二十四の項の主務省令で定める事務は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務とする。」と規定される。	事後	重要な変更にあたらない変更 (法改正に伴う更新)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の16	・番号法第9条第1項及び別表の24	事後	重要な変更にあたらない変更 (法改正に伴う更新)
令和6年9月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会に係る根拠規定> ・番号法第19条第8号及び別表第二の28	<情報照会に係る根拠規定> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表49の項及び第51条	事後	重要な変更にあたらない変更 (法改正に伴う更新)
令和7年7月15日	表紙 特記事項		税務オンラインシステムの内容を削除し、県税クラウドサービスの内容に書換	事前	評価書の見直しに係る修正
令和7年7月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	税務オンラインシステム	県税クラウドサービス	事前	評価書の見直しに係る修正
令和7年7月15日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	賦課徴収情報ファイル	県税クラウドサービスデータファイル	事前	評価書の見直しに係る修正
令和7年7月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	Tel028-623-2263	Tel028-623-2793	事前	評価書の見直しに係る修正
令和7年7月15日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年7月5日 時点	令和6年12月17日 時点	事前	評価書の見直しに係る修正
令和7年7月15日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年7月5日 時点	令和6年12月17日 時点	事前	評価書の見直しに係る修正
令和7年7月15日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載無し	記載あり	事前	評価書様式の変更に係る追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月15日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載無し	記載あり	事前	評価書様式の変更に係る追加